

平成 21 年（ネ）第 5746 号

原 告 アブドゥル アジズ 外  
被 告 国 外

## 控 訴 理 由 書

2011年5月28日

東京高等裁判所第17民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁 護 士 浅 野 史 生

弁 護 士 稲 森 幸 一

弁 護 士 大 口 昭 彦

弁 護 士 奥 村 秀 二

弁 護 士 籠 橋 隆 明

弁 護 士 河 村 健 夫

弁 護 士 古 川 美

言 己

第 1 編 序論	19
第 2 編 原判決の概要とその誤り	21
第 1 章 事実認定とその誤り	21
第 1 政府開発援助の仕組み	21
1 原判決の事実認定	21
2 原判決判示の誤り	22
(1) プロジェクトの策定	22
(2) プロジェクトの準備	22
(3) プロジェクトの審査	22

(4) 交換公文及び円借款契約の締結	23
(5) プロジェクトの実施	23
第2 本件 F/S の実施の経緯とその内容	24
1 原判決の事実認定	24
2 原判決判示の誤り	25
(1) プレ・フィージビリティ・スタディまでの経緯	25
(2) 事前調査の内容	25
(3) 本件 F/S の内容	27
第3 本件第1次交換公文及び円借款契約締結に至るまでの経緯等	29
1 原判決の事実認定	29
2 原判決判示の誤り	31
(1) 本件 E/S に関する協定の内容	32
(2) 本件 D/D における実行可能性調査について	33
(3) 移住地調査（追加契約）	34
(4) OECF ガイドラインの策定と環境配慮解説報告書	35
(5) OECF の調査・審査について	35
(6) 本件3条件とその履行のための特約条項について	36
第4 本件第2次交換公文及び円借款契約締結に至るまでの経緯等	36
1 原判決の判示	36
2 原判決判示の誤り	38
(1) 移転及び補償基準単価への同意について	38
(2) 現地住民の抗議について	39
(3) 現地住民の来日について	40
(4) 1991年6月、10月の本件エンジニアリング・サービス協定締結	40
第5 コンサルタント契約締結に対する同意に至るまでの経緯等	41
1 原判決の事実認定	41
2 原判決判示の誤り	42
(1) 畠中参事官及び石橋課長とインドネシア高官との協議	42
(2) 1991年10月の報告書及び同年11月のOECF現地調査	43
(3) コンサルタント契約同意条件の充足	43
第6 本件ダム本体建設工事契約締結に対する同意までの経緯等	44
1 原判決の事実認定	44
2 原判決判示の誤り	45
(1) 住民移転について	45
(2) 1992年9月の日本政府調査団について	45
(3) 本件ダム本体建設工事契約同意について	46
第7 本件ダムへの湛水に至るまでの経緯等	46

1	原判決の事実認定	46
2	原判決判示の誤り	48
	(1) 米倉調査及びアンダラス大学調査について	48
	(2) 本件ダム湛水について	48
第8	本件ダムへの湛水後の経緯	49
1	原判決の事実認定	49
2	原判決判示の誤り	50
	(1) 本件 SAPS について	50
	(2) 湛水終了後の状況について	51
	(3) カリミ・中山調査報告書について	52
<b>第2章</b>	<b>日本国・OECD の損害賠償責任について</b>	<b>52</b>
第1	原判決の判示	52
1	本件第1次交換公文及び借款契約の各締結による注意義務違反	53
	(1) 非自発的な移住に対する注意義務について	53
	(2) 本件第1次交換公文及び借款契約の各締結による注意義務違反	54
2	本件第2次交換公文及び借款契約の各締結による注意義務違反	54
	(1) 非自発的な移住に対する注意義務について	54
	(2) 本件3条件に基づく注意義務について	54
	(3) 本件第2次交換公文及び借款契約の各締結による注意義務違反	54
3	コンサルタント契約の締結に対する同意と注意義務違反	55
4	本件ダム本体建設工事契約締結同意以降について	55
第2	原判決の誤り	56
1	借入国の内政上の問題とする点について	56
2	注意義務の発生根拠に対する判断について	57
3	国賠法に基づく日本国の責任に関する判断枠組み	58
4	民法に基づく OECD の責任	59
5	各時点における注意義務違反	59
	(1) 各時点における判断枠組みの誤り	59
	(2) 各時点の基礎事情に関する事実誤認	60
	(3) 原判決の根本的誤り	61
<b>第3章</b>	<b>東電設計の損害賠償責任について</b>	<b>63</b>
第1	原判決の判示	63
1	本件 F/S の実施及び本件 F/S 報告書の作成における注意義務違反について	63
	(1) 東電設計の注意義務について	63
	(2) 本件 F/S 報告書の適切性等	64
2	本件 D/D の実施・作成における注意義務違反	64
3	工事監理における注意義務違反について	65

第2	原判決の誤り	65
1	注意義務の発生根拠に対する判断について	65
2	東電設計の責任に関する判断枠組み	66
3	本件 F/S の実施及び本件 F/S 報告書の作成について	67
4	本件 D/D について	68
5	東電設計による工事監理について	69
<b>第4章</b>	<b>勧告請求に関する原判決の判示とその誤り</b>	<b>71</b>
第1	控訴人住民らによる勧告請求について	71
1	原判決の判示	71
2	原判決の誤り	71
第2	控訴人ワルヒの勧告請求について	72
1	原判決の判示	72
2	原判決の誤り	72
<b>第5章</b>	<b>控訴人ワルヒの管理費請求に関する原判決判示とその誤り</b>	<b>73</b>
第1	原判決の判示	73
第2	原判決の誤り	73
<b>第3編</b>	<b>開発援助の仕組みと非自発的移住について</b>	<b>75</b>
<b>第1章</b>	<b>ODA（政府開発援助）について</b>	<b>75</b>
第1	ODA の定義等	75
第2	国際機関による途上国支援	76
<b>第2章</b>	<b>日本の ODA の特徴</b>	<b>77</b>
第1	ODA に関する法規の状況	77
第2	ODA の趣旨目的	78
1	旧 ODA 大綱の規定	78
2	旧 ODA 大綱の意義	78
3	旧 ODA 大綱から導かれる ODA の趣旨目的	79
第3	ODA の仕組	79
1	プロジェクトの策定	79
2	プロジェクトの準備	80
3	プロジェクトの審査・借款交渉	81
(1)	審査の内容	81
(2)	OECD ガイドラインの策定	81
(3)	4 省庁会議と交換公文の締結	81
(4)	円借款契約の締結	82
4	プロジェクトの調達・実施・監理	83
5	プロジェクトの評価	84
第4	日本の ODA の特徴－公共事業の海外版	84

<b>第3章 非自発的移住の問題状況と国際基準</b>	<b>85</b>
第1 はじめに	85
第2 世界銀行の取組	85
第3 世界銀行における非自発的移住・先住民ガイドライン	86
1 1980年：非自発的移住に関する業務マニュアル書	86
2 1982年：世銀融資プロジェクトにおける部族民	87
3 1986年：非自発的移住に関する業務政策覚書	87
4 1990年：非自発的移住に関する業務指令	88
5 1991年：先住民に関する業務指令	89
第4 OECDが非自発的移住に関する基準を作成した経緯及び内容	90
第5 ILO169号条約について	90
1 ILO169号条約が作成された経緯	90
2 ILO169号条約の内容	91
3 日本政府の遵守義務	91
第6 まとめ	92
<b>第4章 日本のODAの実態</b>	<b>92</b>
第1 はじめに	92
第2 対インドネシア向けODA（OOFを含む）	93
1 サグリン・ダム（甲A19, A75）	93
2 クドゥン・オンボ・ダム（甲A20, 90）	95
第3 その他の国に向けたODA案件	97
1 メークワン川農業灌漑開発計画（甲A24）	97
2 ナルマダ・ダム（甲A25, 26）	98
3 サマナラウェア・ダム（甲A27）	99
4 バタンガス港拡張事業（甲A27, 28, 91）	100
第4 まとめ	101
<b>第5章 インドネシアにおける開発の強制性</b>	<b>102</b>
第1 はじめに	102
第2 スハルト政権誕生の経緯	103
第3 政権の基本的性格	104
第4 スハルト政権下の汚職	105
1 はじめに	105
2 スハルト政権下の汚職	105
3 スハルトの汚職の嚆矢	106
4 システムティックな汚職	106
5 スハルトの不正蓄財	107
6 スハルト汚職報道への弾圧	107

第5	交代のありえない政権	107
第6	イデオロギー支配	109
第7	スハルト政権下の人権侵害	111
1	反国家転覆法	111
2	刑法	112
3	インドネシア国軍	113
第8	土地収用の強制性	115
1	開発プロジェクト推進のための土地収用	115
2	ダム建設以外の土地収用問題	115
3	ダム建設に伴う土地収用問題	117
第9	本件プロジェクトに反対するリスク	118
1	本件プロジェクトに反対した場合のリスク	118
2	1990年当時に開発に反対したケースの実例	120
3	コトパンジャン住民らの選択	120
<b>第6章</b>	<b>OECFガイドラインと注意義務の基礎事情</b>	<b>122</b>
第1	はじめに	122
第2	ODAの問題点と問われていたもの	122
第3	OECFガイドラインとこれに基づく審査状況	123
1	OECFガイドラインの内容	123
2	環境配慮解説報告書	124
(1)	OECFガイドラインの位置付け	124
(2)	先住民への影響・住民移転問題の重要性	125
(3)	先住民問題に関する留意事項	126
(4)	住民移転に関する留意事項	126
(5)	小活	127
3	基金調査時報における住民移転解説	127
4	インド：ナルマダ・ダムにおける融資中止	128
第4	本件で問われていた審査	129
<b>第7章</b>	<b>国際開発プロジェクトにおけるコンサルタントの責任</b>	<b>129</b>
第1	日本国政府による開発コンサルタントの育成と保護	129
第2	開発コンサルタントの地位・役割	131
1	開発コンサルタントの地位	131
2	開発コンサルタントの役割	132
第3	開発コンサルタントの立場	133
第4	専門家たる開発コンサルタントに求められる注意義務の水準	133
1	開発コンサルタントと国際的基準	133
2	社会分析の重要性の指摘	134

3	社会環境面に関する開発コンサルタントの注意義務の水準	136
5	原判決判示への反論等	136
<b>第4編</b>	<b>本件の事実経緯</b>	<b>138</b>
<b>第1章</b>	<b>はじめに</b>	<b>138</b>
<b>第2章</b>	<b>コトパンジャン地域の特徴</b>	<b>138</b>
1	地域の歴史	138
2	文化的特性	140
1	コミュニティの形成と慣習法体系	140
2	土地と母系制	141
3	居住形態	142
4	宗教および伝統	142
5	まとめ	143
<b>第3章</b>	<b>本件 F/S の実施前後の経緯等</b>	<b>143</b>
1	本件 F/S 実施までの経緯	143
1	プレ・フィージビリティまでの経緯	143
2	事前調査団	144
3	本件実施細則と本件事前調査報告書の内容	144
2	本件 F/S の経緯と内容	146
1	本件 F/S の経緯	146
2	架空の電力需要設定	146
3	水没範囲及び移転住民数の予測の誤り	148
4	住民に対する補償費の過少な見積もり	149
5	ミナンカバウ社会への配慮の欠如	151
6	自然環境・社会環境への配慮の欠如	151
7	1段開発計画を実行可能と評価	153
3	1983年12月：住民声明書による17項目の要求	156
1	住民声明書の作成	156
2	スハルト開発独裁下での住民の切実な要求	157
3	履行されなかった17項目要求への回答	158
4	17項目要求を無視して実施された本件 F/S	160
<b>第4章</b>	<b>本件エンジニアリング・サービス (E/S) 借款契約締結の経緯等</b>	<b>160</b>
1	本件 E/S 借款契約の締結	160
2	本件詳細設計 (D/D) の経緯	161
1	本件 E/S の経緯	161
2	東電設計に課せられていた本件 F/S のレビュー	161
3	本件環境管理計画書と本件環境モニタリング計画書	163
(1)	本件環境管理計画書と本件環境モニタリング計画書作成の経緯	163

(2) 予測されていた環境に対するリスク	164
(3) 東電設計に求められていた住民移転及び自然環境への配慮	167
4 本件 D/D における実行可能性調査について	168
第3 居住・耕作適地調査	169
<b>第5章 本件第1次交換公文及び借款契約締結に至るまでの経緯等</b>	<b>170</b>
第1 1990年度円借款案件となった経緯	170
1 借款要請について	170
2 1990年3月 OECF 現地調査ミッション	170
3 1990年3月日本政府調査団	173
4 日経新聞の報道	173
5 4省庁会議と円借款供与表明	174
第2 民間調査団の指摘と OECF の対応	174
1 鷺見教授らによる調査結果の発表	175
2 1990年9月 OECF 調査団	175
3 90年11月20日：木庭議員の国会質問	176
第3 インドネシア側での環境配慮（本件3条件）への対応	176
1 3条件に関するインドネシア側の意向	176
2 インドネシア内部での対応状況	176
3 90年11月：リアウ州カンバル県知事「移転指針」	177
第4 90年12月：OECF 中間監理ミッション	177
第5 本件第1次交換公文・借款契約の締結と本件3条件	180
1 第1次交換公文の締結（本件3条件）	180
2 第1次借款契約の締結（本件履行特約）	180
3 本件3条件及び履行特約の意義	182
<b>第6章 PAFs への説明と移転合意取得状況</b>	<b>182</b>
第1 1990年の説明	182
第2 移転同意を取得した経緯	184
第3 補償基準同意を得た過程	186
第4 移転同意・補償基準合意後の現地の状況	188
第5 まとめ	189
<b>第7章 本件第2次交換公文及び借款契約に至るまでの経緯等</b>	<b>189</b>
第1 日本国政府調査団	189
第2 本件3条件に関する新聞報道とこれに関する国会答弁	190
第3 最初の告発ーヒラ女史（SKEPHI 事務局長）の来日	191
第4 1991年6月 第2次円借款供与決定及びこれに対する中止勧告決議	191
第5 1990年6月3日：PLN と東電設計との協定	192
第6 住民による抗議行動	192

1	1991年7月：コト・トゥオ村声明書	192
2	1991年8月：ティガブラス・コト・カンパル郡住民総意声明書	193
3	1991年9月2日：ティガブラス・コト・カンパル郡住民代表声明書	193
第7	インドネシア共和国政府による抑圧	195
第8	1991年9月7日：住民代表の来日	196
1	9月9日：記者会見	196
2	9月13日：有償資金協力課との会談	197
3	9月19日：4省庁・OECEとの会談	197
4	日本国政府及びOECEの対応の問題点	198
第9	本件第2次円借款に関する交換公文及び借款契約の締結強行	199
第10	1991年9月25日：堂本参議院議員による国会質問	199
1	本件3条件の内容について	200
2	住民同意の確認について	200
3	銃による強制及びダム必要性について	200
<b>第8章</b>	<b>コンサルタント契約の締結に対する同意に至るまでの経緯等</b>	<b>201</b>
第1	1991年9月30日：畠中・ギナンジャール会談	201
1	畠中参事官の申し入れ事項	201
2	ギナンジャールの回答	202
第2	1991年10月：石橋課長のインドネシア訪問	204
1	訪問の概要	204
2	インドネシア共和国政府高官との協議内容	204
第3	1991年10月19日：PLNと東電設計との協定	207
第4	OECEによるコンサルタント契約同意	207
1	1991年10月23日：OECE報告書（丁B5）	207
2	1991年11月：PLNの回答概要	209
3	コンサルタント契約同意時の条件	209
4	OECEによるコンサルタント契約同意	211
第5	1992年3月：松浦議員に対する国会答弁	212
<b>第9章</b>	<b>PLNと東電設計等とのコンサルタント協定</b>	<b>212</b>
第1	PLNと東電設計等との協定締結の経緯	212
第2	本件コンサルタント協定の内容	213
1	概要	213
2	本件コンサルタント協定の具体的な内容	213
(1)	本文第1条について	213
(2)	本文第2条について	214
(3)	本文第3条について	214
(4)	本文第4条について	214

(5) 本文第5条について	218
(6) 本文第6条について	218
(7) 本文第7条について	219
(8) 本文第8条について	219
第3 本件コンサルタント協定に基づき東電設計に課せられた義務	220
1 唯一の責任企業	220
2 住民移転と調和する形で全プロジェクトを総合調整する義務	221
3 RKL と RPL に従い社会環境・自然環境に配慮する義務	222
4 大規模開発に関する国際的基準や FIDIC 倫理規定に従う義務	223
第4 まとめ	224
<b>第10章 本件ダム本体建設工事契約締結同意に至るまでの経緯等</b>	<b>224</b>
第1 92年8月：プロウ・ガダン村住民移転	224
第2 92年9月：佐藤調査団の派遣	228
1 佐藤調査団の位置づけ	228
2 佐藤調査団の調査活動の概要	229
3 佐藤調査団報告の問題点	231
第3 ダム本体建設工事契約への同意と融資の実行	233
第4 東電設計による本件ダム建設工事監理	235
<b>第11章 本件ダムへの湛水に至るまでの経緯等</b>	<b>237</b>
第1 住民移転の経緯	237
1 各村の移転時期	237
2 住民移転の状況	238
第2 ダム建設の進行	241
第3 米倉調査・アンダラス大学調査	243
1 米倉調査報告書（甲 B38）の内容	243
2 アンダラス大学調査の内容	245
第4 湛水の開始と停止、そして再開	246
1 1997年1月3日：全体調整会合	246
2 湛水の経緯	247
3 湛水経緯における日本国政府及び OECF の事実上の同意	249
4 東電設計の役割	250
第5 1999年5月17日：富樫練三議員国会質問	252
<b>第12章 本件ダムへの湛水後の経緯等</b>	<b>253</b>
第1 立ち退き住民の抗議、提訴	253
1 シャムスリ氏の提訴と人権侵害	253
2 タンジュン・パウ村の提訴	255
3 まとめ	256

第2 本件 SAPS と行動計画	256
1 遅すぎたアクションプラン	256
2 本件 SAPS に至る経緯	257
(1) SAPS とは	257
(2) 本件 SAPS 起案書	258
(3) 本件 SAPS の実施細則	259
(4) 本件 SAPS の JBIC における位置付	261
3 本件 SAPS の概要	262
(1) 調査の目的	262
(2) 作業手順の概要	262
(3) 調査結果の概要	263
4 行動計画（アクションプラン）の実施	264
(1) 行動計画策定の経緯	264
(2) 行動計画の予算規模	265
(3) 行動計画の成否	265
第3 事後評価	266
1 事後評価とは	266
2 本件プロジェクトの事後評価の概要	267
<b>第5編 原告住民らが受けた被害</b>	<b>270</b>
<b>第1章 はじめに</b>	<b>270</b>
<b>第2章 6種類の調査の結果</b>	<b>270</b>
第1 米倉調査報告書	271
1 社会的犠牲とメリットへの検討がないことを指摘	271
2 土地収用での問題点	272
3 強制移転による社会変容	272
4 留意事項と提言	273
第2 アンダラス大学調査報告書	274
1 移転前後の収入の変化	274
2 移転前後の支出・資産などの変化	275
3 公共インフラ・農業環境・社会環境の変化	276
4 移転プロセスの特徴	276
5 移転同意と補償	277
6 調査結果と勧告	278
第3 本件 SAPS 中間報告書	279
1 はじめに	279
2 DAC 5 基準に基づく分析	279
3 移転時の問題状況	280

(1) 住民移転のプロセス	280
(2) 補償	280
(3) 住居	280
(4) 電気	281
(4) 道路	281
4 移住プログラムが PAFs の社会文化に与えた被害	281
5 再定住村の現状	283
(1) 社会経済状況	283
(2) 水供給システム	283
(3) プランテーション	283
6 リアルな調査報告書	284
第4 事後評価報告書	284
1 妥当性について	285
2 効率性について	285
3 有効性について	285
4 持続性について	286
5 環境面におけるインパクトについて	286
6 社会経済的インパクトについて	286
7 まとめ	287
第5 カリミ・中山調査報告書	287
1 調査の手法について	288
(1) 客観性を強調	288
(2) 調査の目的：訴状記載の住民被害との対比	288
(3) カリミ・中山らの立場とその問題点	289
2 調査内容の問題点	290
(1) はじめに	290
(2) 収入の増減について	290
(3) 耐久消費財の所有について	291
(4) 電化と水供給について	292
(5) その他の調査項目について	292
3 住民の努力を無視	292
4 まとめ	293
第6 新カリミ・中山調査報告書	293
1 調査結果の相違を正当化	293
2 カリミ・中山調査報告書の結論を修正	294
第7 小括	295
<b>第3章 本件 SAPS 付属文書から明らかになる被害実態</b>	<b>296</b>

第1	はじめに	296
第2	補償の説明とその実情（SAPS に示された被害1）	296
1	土地について	296
2	家屋について	308
3	ゴム農園などについて	316
4	パラウィジャ地（菜園）・庭地	326
5	電気	331
6	その他	337
第3	移転後の実態（本件 SAPS に示された被害2）	345
1	所得創出	345
	（1）ゴム農園など	345
	（2）漁業など	347
	（3）小括	348
2	水供給	355
	（1）水源と水供給	355
	（2）衛生設備	358
第3	アスベスト	366
<b>第4章</b>	<b>住民被害の実情</b>	<b>369</b>
第1	住民の陳述内容より	369
1	はじめに	369
2	タンジュン・パウ村	369
	（1）ディナル（甲 C3）	369
	（2）マリアティナス（甲 C4）	370
	（3）アーエス・ダトゥ・ムド（甲 C18）	370
2	タンジュン・バリット村	371
	（1）スキ・ムンチャク（甲 C21）	371
	（2）シャムスリ証言（甲 C29）	371
3	ポンカイ・バル村	372
	（1）ムダル AR（甲 C5）	372
	（2）ヌサルディ（甲 C6）	372
	（3）マイリゾン（甲 C7）	373
4	ムアラ・タクス村	373
	（1）エム・アリ・ビラル（甲 C8）	373
	（2）ロハナ（甲 C9）	374
5	バトゥ・ブルスラット村	374
	（1）エム・ラサッド（甲 C17）	374
	（2）アミル・ベー証言（甲 C31）	375

(3) ザキルマン証言 (甲 C34)	375
6 コト・トゥオ村：ワルディア証言 (甲 C30)	376
7 コト・マスジッド村：マルリス証言 (甲 C32)	377
8 タンジュン・アライ村：アリ・アムラン証言 (甲 C33)	377
9 タンジュン村：ヘルマン証言 (甲 C35)	378
10 バルン村：アブドゥール・カミール (甲 C13)	378
第2 現在の各移転村の状況	379
1 はじめに	379
2 バトゥ・ブルスラット村	379
3 タンジュン・パウ村	380
4 ポンカイバル村	380
第3 アスベスト調査の結果	381
第4 文化的被害の状況	381
1 慣習法に基づく指導体制の崩壊	381
2 慣習法的土地制度の崩壊	382
3 慣習法に基づくコミュニティの崩壊	383
<b>第5章 まとめ</b>	<b>384</b>
第1 1996年の調査報告書	384
第2 本件 SAPS 調査と事後評価	386
第3 カリミ、中山らによる調査報告	388
第4 控訴人住民らの調査結果	389
1 控訴人住民らの陳述内容より	389
2 近時の調査結果より	390
<b>第6編 国及び JICA (JBIC・OECE) の責任</b>	<b>391</b>
<b>第1章 判断枠組みについて</b>	<b>391</b>
第1 本件において問題となる日本国政府及び OECE の行為	391
1 原判決の判示	391
2 控訴人住民らが問題とするのは ODA 供与である	391
3 ODA 供与にあたり日本国政府及び OECE が負う注意義務について	391
第2 日本国の責任について	392
1 非権力的事実行為における国賠法上の責任	392
2 非権力的事実行為に関する判例	393
3 本件における日本国の責任に関する判断方法	394
第3 OECE の責任について	395
第4 控訴人らが主張した各注意義務違反について	395
第5 本編の内容	396
<b>第2章 本件プロジェクトにおける注意義務を基礎づける諸事情</b>	<b>397</b>

第1	ODAの趣旨目的	397
第2	ODAに関する問題状況	397
第3	非自発的移住に対するガイドライン	398
第4	本件3条件及びその履行特約について	400
<b>第3章</b>	<b>本件プロジェクトの目的と控訴人住民らの不利益の重大性</b>	<b>401</b>
第1	本件プロジェクトの目的等について	402
1	世界銀行及びOECDガイドラインの内容と位置付け	402
2	本件プロジェクトにおける住民移転の位置付け	402
3	本件プロジェクトにおける住民移転計画	403
4	交換公文・借款契約における定め	405
5	まとめ	405
第2	生じた結果：控訴人住民らの被害	405
1	はじめに	405
2	移転の強制	406
3	生計手段の破壊	406
4	BHN (Basic Human Need) を満たさない移転地の状況	406
5	不公正な補償	407
6	社会文化に与えた被害	407
7	アクションプランについて	408
8	まとめ	408
第3	まとめ	408
<b>第4章</b>	<b>日本国政府及びOECFの注意義務違反</b>	<b>409</b>
第1	本件プロジェクト現地での進行状況	409
1	1990年12月第1次円借款契約締結までの状況	409
2	1990年12月から1992年前半まで状況	409
3	1992年8月以降に開始した住民移転の状況	410
第2	日本国政府及びOECFの調査とその欠陥	411
1	日本国政府及びOECFの調査とその結果	411
2	日本国政府及びOECFによる調査の欠陥	411
3	まとめ	413
第3	日本国政府及びOECFの注意義務違反	414
1	はじめに	414
2	1992年10月：本体工事同意時の注意義務違反	415
(1)	本体工事同意時の状況	415
(2)	本体工事同意時の本件履行特約の内容	415
(3)	プロウ・ガダン村の住民移転の状況	416
(4)	佐藤調査団の問題点	416

(5) 本体工事契約同意に注意義務違反があること	417
3 1997年：湛水開始時の注意義務違反	418
(1) 湛水開始時の状況	418
ア プロウ・ガダン村以降の住民移転の状況	418
イ 米倉調査及びアンダラス大学調査	418
ウ 全体調整会議における日本国政府及びOECFの申入れ	419
エ 湛水開始	419
(2) 本件履行特約に基づく注意義務	420
(3) 湛水が行われた経緯に注意義務違反があること	420
ア 事実上の湛水同意をしたこと	420
イ 先行する不履行行為を踏まえた義務	421
ウ 湛水によって現地住民が受けた被害	422
エ まとめ	422
4 1997年7月：湛水終了後の注意義務違反	422
(1) 湛水完了後の状況	422
(2) 日本国政府及びOECFの作為義務	423
(3) 原判決の誤り	424
5 まとめ	425
<b>第5章 結論</b>	<b>425</b>
<b>第7編 東電設計の責任</b>	<b>427</b>
<b>第1章 はじめに</b>	<b>427</b>
<b>第2章 東電設計の責任を論ずるための判断枠組</b>	<b>427</b>
第1 判断基準及び判断要素	427
1 違法性及び注意義務違反の判断	427
2 「専門家」としての注意義務	428
3 まとめ	429
第2 請負契約である本件における判断枠組	429
第3 まとめ	431
<b>第3章 東電設計の注意義務を基礎づける事情</b>	<b>431</b>
第1 東電設計の専門性	431
第2 建設局面に入るまでの東電設計の関わり	433
1 本件プロジェクト胎動期における東電設計の関わり	433
2 本件F/S段階における東電設計の関わり	433
3 本件D/D段階における東電設計の関わりと本件D/Dの内容	434
(1) 本件D/Dにおける東電設計の地位と役割	434
(2) 本件D/D段階で指摘されている事項	434
(3) 移住地調査において指摘された問題点	436

(4) 小括	436
4 本件ダム建設工事開始前の PAFs らの反応	436
5 まとめ	437
第3 FIDIC 倫理規定と国際的基準	437
1 FIDIC 倫理規定	437
2 国際的基準	438
3 まとめ	438
第4 他の大規模開発プロジェクトについて	439
第5 まとめ	439
<b>第4章 東電設計の監理行為と責任</b>	<b>440</b>
第1 本件コンサルタント協定における東電設計の義務	440
第2 東電設計の本件ダム建設工事監理行為	441
1 本件プロジェクトの総合調整の失敗	441
2 本件ダム湛水開始行為	441
第3 控訴人住民らの状況と東電設計の認識	442
1 湛水開始時点での控訴人住民らの状況	442
2 東電設計の認識	442
第4 東電設計の責任	444
1 本件における違法性について	444
2 注意義務の枠組みと判断基準	444
3 本件プロジェクト監理段階における注意義務違反	445
4 湛水開始時点における注意義務違反	446
第5 まとめ	447
<b>第8編 控訴人住民らに対する責任に関するまとめ</b>	<b>448</b>
第1章 損害賠償請求について	448
第2章 勧告請求について	448
<b>第9編 自然環境が受けた被害とその責任</b>	<b>450</b>
第1章 控訴人ワルヒの主張の骨子	450
第2章 被控訴人らの自然保全義務	451
第1 被控訴人らの義務	451
第2 被控訴人らの国際法上の自然保護義務	451
1 国際環境法の分野における国際的行動規範	451
(1) 国際環境法の発展プロセス	451
(2) 「人間環境宣言」	451
(3) 「地球憲章」	452
(4) エクエーター原則	454
(5) 小結	455

第3	ODAにおける環境配慮ガイドラインと環境保護義務	456
1	はじめに	456
2	世銀の環境ガイドライン	456
3	OECDの環境アセスメント	456
4	世界遺産条約	457
第4	国内的行動準則の内容	457
1	JICAとOECFの「環境ガイドライン」の策定経緯	457
2	OECF「環境ガイドライン」の内容	458
第5	本件3条件：本件交換公文・借款契約上の注意義務	459
第6	まとめ	459
<b>第3章</b>	<b>自然環境破壊について</b>	<b>460</b>
第1	控訴人ワルヒの主張	460
第2	自然環境破壊に関する被控訴人らの主張	461
1	日本国の主張	461
2	JBICの主張	461
3	東電設計の主張	461
第3	被控訴人らの問題点	461
1	情報源の問題	461
2	建前と実行の乖離	462
3	懈怠の問題	464
第4	「熱帯動植物の宝庫」の破壊	464
第6	水関連疾病の増大	467
第7	野生動物の保護の問題	468
第8	スマトラゾウの移転問題	469
第9	回遊魚の問題	470
<b>第4章</b>	<b>生態系の管理者としての控訴人ワルヒの地位</b>	<b>471</b>
第1	控訴人ワルヒについて	471
第2	公益の代弁者としての控訴人ワルヒの地位	472
第3	インドネシア共和国環境管理法	473
第4	条理に基づく請求	474
<b>第5章</b>	<b>結論：勧告請求並びに管理費の請求について</b>	<b>475</b>
<b>第10編</b>	<b>終わりに</b>	<b>477</b>